

「沖縄バプテスト連盟」慶弔見舞に関する内部規程

第1条 この規程は、沖縄バプテスト連盟理事長が本法人関係の牧師家族、理事、職員並びに本法人に功労のあった者及び対外への慶弔見舞を表わすことを目的とする。

第2条 この規程で慶弔見舞金とは次の5種類である。

- 1 結婚祝金
- 2 弔慰金
- 3 傷病見舞金
- 4 出産祝金
- 5 祝電, 弔電, 供花, 広告等

第3条 前条の慶弔見舞金支出は加盟教会及び所属長からの申請をもって理事長が認定し支出する。また本法人に功労のあった者とは、連盟の結成又は発展に多大な貢献をなした者を言い、その認定は理事長の定めるものとする。

第4条 結婚祝金は次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 牧師・伝道師 | 10,000円 |
| 2 | 理事 | 10,000円 |
| 3 | 職員 | 10,000円 |

第5条 出産祝金を次のとおりとする。

- | | | | | | |
|---|--------|---------|---|----|---------|
| 1 | 牧師・伝道師 | 10,000円 | 2 | 職員 | 10,000円 |
|---|--------|---------|---|----|---------|

第6条 弔慰金は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------|--------------------|
| 1 | 牧師夫妻 | 15,000円と供花 |
| 2 | 牧師夫妻の両親又は子供 | 5,000円と供花 |
| 3 | 理事 | 10,000円と供花 |
| 4 | 職員 | 10,000円と供花 |
| 5 | 功労者 | 10,000円と供花 |
| 6 | 対外弔電 | (他は理事長の判断により適宜行なう) |

第7条 傷病見舞金は次のとおりとし、半年に1回の支出を上限とする。

- | | | | | | |
|---|------|--------|--------|------|---------|
| 1 | 牧師夫妻 | 入院6日以内 | 5,000円 | 7日以上 | 10,000円 |
| 2 | 理事 | 入院6日以内 | 5,000円 | 7日以上 | 10,000円 |
| 3 | 職員 | 入院6日以内 | 5,000円 | 7日以上 | 10,000円 |

第8条 この規程を改定する場合は、総務部の発議により理事会で決定する。

附 則

この規程は1988年1月1日より施行する。

この規程は1993年7月5日一部改正する。

この規程は2020年8月25日に一部改正し、2020年4月1日より遡及し施行する